

龍ヶ崎市展示会等 出展支援事業補助金

【公募要領】

～この事業は、龍ヶ崎市にある
企業の活動を支援するものです。～

龍ヶ崎市市民経済部商工観光課
企業支援グループ
0297-64-1111(内線 402)

目次

1 事業の目的	1
2 補助事業内容	1
3 申請要件	1
4 制度利用の流れ	2
5 申請に関する注意事項	3
6 申請に必要な書類	3
7 実績報告に関する注意事項	4
8 実績報告に必要な書類	4
9 事業内容の変更、中止	4
10 補助金交付決定の取消し及び返還	4
11 申請場所	4

龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金 【公募要領】

1 事業の目的

この事業は、本市における企業活動の促進を支援し、産業の活性化を図るため、市内で事業を営む中小企業者が、自社で取り扱う製品等の販路拡大及び販売促進を目的とした展示会等への出展に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助するものです。

2 補助事業内容

(1) 補助金の交付対象

対面又はインターネット上において、国内かつ市外で開催される展示会等

(2) 補助対象経費、補助金限度額及び補助率

補助対象経費	・ 会場使用料 ・ 小間口料 ・ 展示装飾にかかる費用 (備品の購入や賃貸借、水道光熱費などの使用料) ・ 商品、備品等を運搬するために係る費用 ・ 設備等を借用した際に係る費用
補助金限度額	100,000円
補助率等	補助対象経費の3分の2(1,000円未満の端数は切り捨てる) 補助金の交付は、年度内1回限りとする。

3 申請要件

(1) 中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

中小企業者の定義

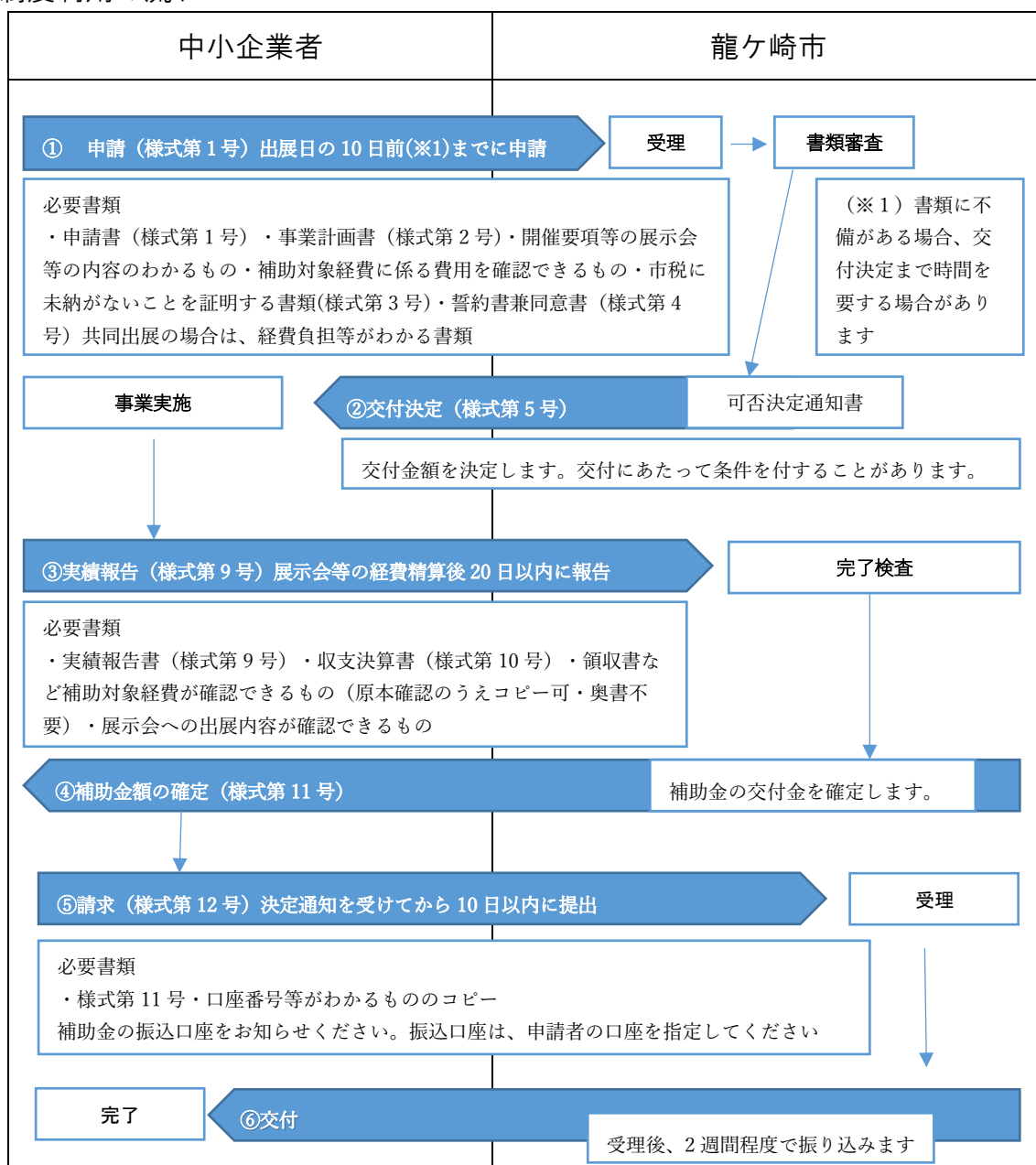
業種分類	定 義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(2) 市内に本店及び支店等を有し、事業を営んでいる者で、市外への販路拡大又は販売促進に取り組む者

(3) 支店等である場合は、常時雇用する従業員がおり、商品等に龍ヶ崎の名を冠するなど、本市の認知度向上に寄与すると認めるもの。

- (4) 市税及び税外収入金に滞納が無く、必要な申告（法人市民税や償却資産の申告など）を怠っていないこと。
- (5) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与していないこと。
 重大な法令違反とは、法律その他の規定で、販売することが禁止されているものを取り扱っている又は販売しているなど。
 公序良俗に反する行為とは、財産や倫理的な秩序に反するものや、自由、人権を侵害するもの。
- (6) 補助金交付申請日の属する年度の3月31日までに展示会等に出展し、経費の支払いが完了するものであること。

4 制度利用の流れ



5 申請に関する注意事項

- (1) 展示会等に出展日の10日前までに申請してください。
提出書類に不備があると、補助金交付ができない場合がありますので事前にご相談ください。
- (2) ご提出いただいた書類はお返ししません。
- (3) 書類審査により、補助金不交付となる場合があります。また、交付条件に該当しないものが申請に含まれているなどで、交付申請額から減額となる場合があります。
- (4) 交付決定の際に通知する金額は、補助金額の上限を示すものであるため、補助金額の決定は、完了検査後となります。
- (5) 展示会等に出展する際の以下の経費は対象外です。
 - ・ 交通費（公共交通、ガソリン代、高速料金など）
 - ・ 飲食代
 - ・ 人件費
- (6) この補助金は、申請年度の予算の範囲内で交付しますので、年度の途中で終了する場合があります。

6 申請に必要な書類

必 要 書 類	備 考
龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金交付申請書	様式第1号
事業計画書	様式第2号
開催要項等の展示会等の内容が分かる書類	開催案内、リーフレットなど
補助対象経費に係る費用を確認できる書類	
納税証明書（未納税額のない証明）	様式第3号（※2）
誓約兼同意書	様式第4号
共同出展の場合は、補助対象経費を分割して負担する割合及び負担金額が確認できる書類	経費を負担し合う方の氏名又は名称と負担割合又は金額がわかるもの
その他市長が必要と認める書類	必要な場合は、個別にお願いします。

（※2）様式第3号に必要事項を記載し、税務課に提出してください。証明手数料が1通300円かかります。

なお、証明書の取得については、本人又は法人の代表者以外が申請する場合は、委任状が必要となります。

注意

書類審査後、龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）をお送りします。交付決定の場合は、補助金の対象となりますが、不交付決定の場合は、補助対象となりません。

7 実績報告に関する注意事項

- (1) 展示会等に出展し経費の支払いが行われた後、20日以内に必要書類を揃えて提出してください。
- (2) ご提出いただいた書類はお返ししません。
- (3) 交付決定金額から減額し、交付を確定する場合があります。

8 実績報告に必要な書類

必 要 書 類	備 考
龍ヶ崎市展示会等出展支援事業実績報告書	様式第9号
収支決算書	様式第10号
補助対象経費に係る領収書の写しその他補助対象経費の支払が確認できる書類	明細がわかるもの
展示会等への出展内容を確認できる書類	イベント案内のリーフレットなど
その他市長が必要と認める書類	必要な場合は、個別にお願いします。

注意

書類審査後、龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により確定金額をお知らせします。

確定通知書が届いたら、10日以内に龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金交付請求書（様式第12号）に振込口座の情報を記載し、口座番号のわかるものの写し（コピー）をつけて、ご提出ください。請求書受領後、2週間程度で指定された口座に振り込みます。

9 事業内容の変更、中止

交付決定後に決定を受けた事業を変更する場合、又は出展の取りやめなど事業を中止した場合は、規定の用紙により市に変更申請や中止の報告をする必要があります。

10 補助金交付決定の取消し及び返還

交付決定を受けた方が以下のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 展示会等の中止その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助金の交付の目的の達成が困難であると認めるとき。
- (2) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

11 申請場所

龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市市民経済部 商工観光課 企業支援グループ

※書類の提出は、事業内容を説明できる方が上記まで持参してください。